

日 時：令和5年11月8日（水）14：30～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、中村委員と大島委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第260回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つございます。

議題1「令和5年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、令和5年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について御説明いたします。資料1-1が概要資料、資料1-2が本体資料となっております。本日は、資料1-1を基に御説明いたしますが、適宜、資料1-2の関係箇所を御参照いただければと思います。資料1-1の概要資料は、資料1-2の本体資料の内容について、大きく四つの項目に取りまとめてございます。

まず、1ページ目を御覧ください。

一つ目の項目は「個人情報保護法等に関する事務」でございます。

まず、左上の「令和3年改正法の円滑かつ適切な施行及び運用に関する取組」についてですが、令和5年4月の地方部分の施行を踏まえ、都道府県、市区町村等の全団体において法施行条例の整備が完了し、地方公共団体における制度運用の実態把握、課題に対する助言等を実施いたしました。

次に、左下の「個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等」については、PPCビジネスサポートデスクにおいて幅広い業種からの相談に対応したほか、認定個人情報保護団体に関する取組として、新たに1団体を認定しました。

次に、右上の「個人情報保護法に基づく監視・監督」についてですが、個人情報取扱事業者等に対する監督については、個人データの漏えい等事案の報告の処理3,154件をはじめ、記載のとおり件数を実施いたしました。個別の事案として、一般送配電事業者、関係小売電気事業者等や医療情報取扱事業者に対して指導を行ったほか、オプトアウト届出事業者向けの注意喚起や、生成AIサービスやサーマルカメラの利用等に際しての注意喚起も行いました。加えて「行政機関等に対する監視」については、令和5年度から地方公共団体等に個人情報保護法の規律が適用されるようになったことにより、地方公共団体等も報告義務の対象となったところ、保有個人情報の漏えい等事案の報告の処理484件、うち、国の行政機関等については75件、地方公共団体等については409件をはじめ、記載のとおり

の件数を実施いたしました。なお、令和5年度の実地調査及び立入検査計画に基づき行った実地調査等の結果について、安全管理措置等の具体的な不備項目は、本文及び付表に記載しております。本年度の活動方針を踏まえ、実地調査等の対象とした機関名、指摘事項の概要等について、付表4、付表7として取りまとめておりますので御参照ください。

続きまして、二つ目の項目は「マイナンバー法に関する事務」でございます。

まず、左側の「マイナンバー法に基づく監督等」についてですが、令和5年のマイナンバー法の改正を踏まえて各種ガイドラインを改正しました。また、監督等については、特定個人情報の漏えい等事案の報告の処理194件をはじめ、記載のとおり件数を実施し、マイナンバーカード等に係る各種事案について、事実関係に関する調査・指導を行うとともに、立入検査も実施しました。なお、令和5年度の実地調査及び立入検査計画に基づき行った立入検査の結果について、安全管理措置等の具体的な不備項目は、本文及び付表を御参照ください。

次に、右上の「特定個人情報保護評価」については、行政機関の長等から全項目評価書の提出を受け、内容について審査を行った上で4件を承認しました。

最後に、右下の「独自利用事務の情報連携」については、国民の利便性向上等の観点から、特定個人情報の提供に関する規則の改正を行いました。

続きまして、2ページ目に移ります。

三つ目の項目は「国際協力」でございます。

まず、左側の「DFFT推進の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築」について、日EU間の相互認証による円滑な個人データ移転を図る枠組みについて、最初の共同レビューが完了したほか、第3回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合を当委員会が主催し、初の行動計画を採択するとともに、生成AIに関する声明を採択するなどしました。

次に、右上の「国際動向の把握と情報発信」については、世界プライバシー会議（GPA）内のワーキンググループに参加し、最新の国際動向を把握するとともに、アジア太平洋プライバシー機関（APPAフォーラム）をはじめ国際的なイベント等に委員が登壇し、委員会の取組を積極的に発信しました。

最後に、右下の「国境を越えた執行協力体制の強化」については、国際会議を通じて各国と調整を行うとともに、二国間協議等により連携の強化を推進しました。

最後に、四つ目の項目は「個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務」でございます。

まず、左側の「相談受付等」については、個人情報保護法相談ダイヤルにおける受付件数は、民間部門では11,879件、公的部門では1,252件、マイナンバー苦情あつせん相談窓口受付件数は933件など、記載のとおり件数を受け付けました。

次に、右側の「広報・啓発」について、個人情報保護法関係では、事業者をはじめ国民に幅広く適切に個人情報保護制度を周知するため、事業者団体主催の説明会等への講師派

遣や小学生を対象とした出前授業を実施いたしました。加えて、令和3年改正法のポイントや個人情報保護法の基本的な内容をまとめた行政機関、地方公共団体等の職員向けのパンフレットや、個人情報保護法の主に開示請求手続等について基本的な内容を解説した国民向けのパンフレットを地方公共団体に配付し、委員会ウェブサイト、委員会公式Xにおいて、新着情報や活動情報等の情報発信を強化しました。また、マイナンバー法関係では、地方公共団体の事務担当者に対し、全国的な研修機関が行う研修等において、特定個人情報の適正な取扱いの確保や安全管理措置の再確認を促すこと等を目的とした説明を実施いたしました。

以上のとおり令和5年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について、委員会にお諮りし、委員会ホームページに公表したいと考えております。また、本議題の資料、議事録及び議事概要についても、準備が整い次第、委員会ホームページに公表したいと考えております。

御説明は以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明、ありがとうございます。

令和3年改正法の全面施行に伴って個人情報保護法の適用範囲が拡大する中、令和5年度上半期においても、様々な主体に対して法律に基づく実地調査等や立入検査を行いました。個人情報保護法ガイドラインや事務対応ガイドで求める水準の安全管理措置が講じられていなかった事案や、必要な漏えい等報告を怠っていた事案等、不備が多数みられました。このような結果を踏まえ、事務局においては、指導した事案の例示等によって、各主体が保有個人情報等を適正に取り扱うための取組を徹底するよう周知いただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、私からも一言申し上げます。

令和5年度の上半期を振り返ると、令和3年改正法の施行に伴い、9月末までに全ての地方公共団体において法施行条例の整備が完了したほか、マイナンバーカード等に係る各種事案については、事実関係に関する調査・指導を行いました。また、国際関係の強化にも積極的に取り組み、6月に当委員会が主催したG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合では、生成AIに関する声明を採択するなど、様々な活動を着実に行うことができたことを認識しております。なお、昨今、漏えい等事案が少なからず発生しており、また、当委員会に寄せられる相談件数も年々増えております。国民の個人情報保護に対する

関心は、これまで以上に高まっていると実感しております。下半期も、引き続き国民の声に耳を傾け、適切・丁寧に対応するとともに、当委員会に課された責務を十分に果たすべく、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「社会保険診療報酬支払基金（医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務）の全項目評価書（PMH-IDの払い出し事務に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 社会保険診療報酬支払基金が提出した全項目評価書については、11月1日に開催されました第259回個人情報保護委員会において、社会保険診療報酬支払基金の職員及びデジタル庁の職員に出席いただき、概要説明が行われたところです。本日は、当該評価書につきまして、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性、妥当性について、事務局の精査結果の主な内容を説明いたします。その上で評価書を審査いただき、承認の可否をお伺いいたします。

それでは、資料2-1に基づき、事務局による精査結果を説明させていただきます。なお、社会保険診療報酬支払基金から提出された全項目評価書についても資料2-2として配付しておりますが、当資料については第259回個人情報保護委員会から内容に変更はないため、説明は省略させていただきます。

まず、1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しております。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点（指針第10（2）」の（6）では、「再実施の理由となる新たに実施する事務については、医療費助成・予防接種・母子保健の情報を、公費実施機関等と医療機関との間で効率的に共有するためのシステム、PMHをデジタル庁が構築することに伴い、公費実施機関等からPMHを経由して個人番号を入手し、PMH-IDを払い出した上でPMH-ID及び個人番号を返却する事務を行うものであるが、求められる事項が具体的に記載されている」ため、「問題は認められない」としており、その他につきましても求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4ページから31ページまでの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、提供、

保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査をしております。事務局において確認を行った結果、求められる事項が具体的に記載されており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、32ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、「PMHをデジタル庁が構築することに伴い、公費実施機関等からPMHを経由して個人番号を入手し、PMH-IDを払い出した上でPMH-ID及び個人番号を返却する」際のリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「PMH-ID払い出し事務に関しては、PMHから連携された情報からシステム自動処理により、医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境でPMH-IDが払い出される運用となっていること」、「公費実施機関等より入手するPMH-ID払い出し対象者の特定個人情報、PMH又はサーバー間連携を通じ、デジタル庁が定めたインターフェース仕様に沿って入手することにより、不適切な方法では情報を入手できず、必要な情報以外の情報入手を防止していること」、「PMH経由で受領した個人番号はPMH-ID払い出し事務で使用するのみで、その個人番号をデータベースに記録することはせず、データベースに記録される個人番号は既に医療保険者等により登録されている資格履歴ファイルの個人番号であり正確性確保済みであること」、「各医療保険者等及び公費実施機関等により本人確認措置を実施すること」、「医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境とPMHの通信は、アクセス制御により接続先が限定され、かつ暗号化によりデータ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしていること」、「情報の受け渡しに関してアクセス制御を適切に設定しており、また、PMHから受領した個人番号を加工することなく返却しており、誤った情報が提供されないようシステムの的に制御されていること」等が記載されており、「問題は認められない」としております。

続きまして、33ページ、上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載しております。

(1)として、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられること、(2)として、特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられること、(3)として、公費実施機関等からPMHを経由して個人番号を入手し、PMH-IDを払い出す事務に係るリスク対策等について、PMH経由で受領した個人番号は、PMH-ID払い出し事務で使用するのみで、その個人番号をデータベースに記録することはしないこと、公費実施機関等により本人確認措置を実施すること等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられることを記載しております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして5点を記載しております。

(1)として、リスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行い、今後、リスクを相当程度変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際などには、特定個人情報保護評価を適切に実施する体制を有効に機能させることが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策について確実に実行すること、また、平時からデジタル庁、公費実施機関等、各医療保険者等の関係機関と緊密に調整を行い、PMHから誤った情報が提供されないよう、医療保険者等向け中間サーバー等内の情報について正確を期すること、個人情報の漏えい等事案発生時に迅速な対応を行うことができるようにすること、制度全般において人的ミスが発生させないように十分な対策を講ずること及び人的ミスが発生した場合であっても、システム上の対応を含め、事後的にチェックを行い、誤りを修正できる仕組みを構築することが重要であること、(5)として、上記について不断の見直し・検討を行うことに加え、制度の参加団体の拡大等により、事務フローの変更や新たなリスクが生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。なお、本日の委員会で御承認をいただければ、社会保険診療報酬支払基金に対し、承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

高村委員、お願いします。

○高村委員 今回の制度では、支払基金、デジタル庁、公費実施機関など多数の機関が関わることとなります。前回の委員会で、各機関の責任分界点について質問しましたが、個人情報の漏えい等事案発生時においては、迅速な対応による被害の拡大防止が求められますから、縦割りの弊害に陥ることなく、各機関が密接に連携して、原因の特定等の対応に当たることが必要です。

そのため、平時から関係機関で緊密な調整を行い、仮に個人情報の漏えい等事案が発生した際には、相互に協力し、迅速に対応することのできる体制を構築していくことが重要です。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

梶田委員、お願いいたします。

○梶田委員 御説明、ありがとうございました。

今回の制度においては、予防接種・健診受診の際、医療機関等にて、医療従事者がタブレットに搭載されたアプリ等を用いて入力を行うことが想定されています。前回の委員会において、人的ミスの防止策について説明がありましたが、新たなシステムを導入するには、慣れないシステム操作や思い込みによる操作ミスなどの人的ミスが発生することが多いと思います。

そのため、不断の取組として、人的ミスを無くすための対策を徹底していくことに加え、万が一、人的ミスが発生した場合であっても、システム上の対応を含め、事後的にチェックを行い、速やかに誤りを修正することができる仕組みを構築することが重要と考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、私からも、この制度全般について一言申し上げます。

前回の委員会でも申し上げたとおりであります。医療費助成・予防接種・母子保健の情報連携制度については、医療保険者等向け中間サーバー等内の特定個人情報の正確性が重要となるところであり、支払基金が保有する個人番号の正確を期するための取組については、継続的かつ確実に実行することが重要であると考えます。

また、特定個人情報の取扱いが適正に行われるよう、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うこと、特に、今後参加団体の拡大や取り巻く環境の変化に伴い、事務フローの変更や新たなリスクが生ずることも十分に考えられることから、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であると考えます。

ほかにどなたか御意見、御質問はないですか。

では、特に修正の御意見がないようですので、本原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上になります。

それでは、本日の会議はこれで閉会でございます。